

春日井市いじめ防止基本方針

平成 29 年 2 月

春日井市

目 次

策定の趣旨	1
第 1 いじめの定義	2
第 2 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
第 3 いじめ防止等のための取組み	4
1 春日井市における体制の整備	4
2 学校いじめ防止基本方針の策定	4
3 学校における体制の整備	4
4 いじめの未然防止のための取組み	5
5 いじめの早期発見のための取組み	6
6 いじめへの対処	6
第 4 子どもの行動	8
第 5 重大事態への対処	9
第 6 取組み内容の点検及び見直し	11

策定の趣旨

平成 28 年 2 月に策定された「春日井市教育大綱」において、「みんなで育み、みんなが輝く」との基本理念を掲げ、5 つの基本的な方向性に基づき施策を進めることとし、子どもの安全安心な教育環境を整えることを規定しています。

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子どもは人と人との関わりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が生まれると、その場は、子どもの心安まる居場所ではなくなり、いじめを発生させる要因ともなりかねません。いじめは、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

こうしたことから、春日井市全体で子どもの健やかな成長を育み、いじめのない社会の実現を目指すため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「春日井市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定することにより、市、学校、家庭、地域住民、関係機関が、それぞれの責務と役割を自覚し、互いに協力しながら、社会総ぐるみでいじめの問題を克服することを目指して、いじめ防止等の対策に取り組んでいきます。

第1 いじめの定義

基本方針では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人間関係（※1）にある、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。その際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにします。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（以下「いじめ・不登校対策委員会」という。）を活用し、組織的に判断します。

さらに、いじめのうち、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなどは重大事態（※3）として取扱います。

※1 「一定の人間関係」とは

- ・ 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態

※2 「物理的な影響」とは

- ・ 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること

※3 「重大事態」とは

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（7日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき

第2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめ防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」）に取り組むとともに、学校の内外を問わず、いじめを生み出さない風土をつくることが大切です。

本市では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない、放置しない」ための取組みを積極的に展開し、児童生徒一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めます。

また、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童生徒に理解させるとともに、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が特に重要であることを認識して進めます。

第3 いじめ防止等のための取組み

市は、いじめ防止等については、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて社会総ぐるみで対応します。

1 春日井市における体制の整備

いじめ防止等の対策が有効に行われるよう、以下の組織を設置します。

(1) 春日井市いじめ・不登校対策協議会

ア いじめ防止等に関する機関の連携を図るため、学校、教育委員会、法務局、学識経験者、春日井警察署、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係者を構成員とします。

イ いじめ防止等に関する各機関のいじめの問題への取組み状況を検証及び協議し、市のいじめ防止対策の一層の充実を図ります。

ウ 市は「春日井市いじめ・不登校対策協議会」での連携が、学校におけるいじめ防止等に活用されるよう、必要な措置を講じます。

(2) 春日井市いじめ問題対策委員会（教育委員会の附属機関）

ア いじめ防止等の対策が適切に行われるよう、弁護士等の専門的な知識及び経験を有する公平性、中立性が確保された第三者等を構成員とします。

イ 教育委員会の諮問に応じ、いじめ事案に対する学校及び教育委員会の対応の適切性を点検し、同種の問題の再発防止について提言します。

ウ 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策が実効的に実施されているか点検し、その妥当性を評価します。

エ 教育委員会が、重大事態に係る調査を行う必要が生じたとき、又は児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、この附属機関により調査を行います。

2 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止等に積極的に取組み、迅速で適切な対応ができるよう学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、公表するとともに、保護者、地域住民、関係機関と連携し、その実現に努めます。

3 学校における体制の整備

いじめ防止等の対策が有効に行われるよう、以下の組織を設置します。

(1) いじめ・不登校対策委員会

ア 校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導担当、養護教諭、スクール

カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を構成員とします。

イ 学校いじめ防止基本方針に基づき、年間計画を作成し、実行します。

ウ いじめや不登校が発生したとき、構成員で情報を共有し、組織的に対応します。

エ 教職員のいじめに対する意識向上を図ります。

オ いじめ問題に対する取組みが、学校いじめ防止基本方針に基づき適切に実施されているか検証し、必要に応じて取組み内容を改善します。

4 いじめの未然防止のための取組み

(1) 教育委員会の取組み

ア 学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。

イ 教職員に対しては、いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう、研修の充実を図ります。

ウ 児童が心に安らぎを感じ、悩み等を気軽に相談できることでストレスを和らげるようにするため、全小学校に心の教室相談員を配置します。

エ 生徒が落ち着いた環境の中で学校生活を送るために必要なときは、中学校にスクールセーフティサポーターを配置します。

オ いじめは許されない、どんな小さいいじめでも見逃さないという観点から、あらゆる機会を通じて、いじめ防止等についての広報、啓発活動を行います。

(2) 学校の取組み

ア 全ての児童生徒が友人や教職員と信頼できる関係の中で、いじめのない学校づくりを進めます。

イ 道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り、心の通う対人関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止を進めます。

ウ 児童生徒がインターネット上のサイト等における誹謗中傷等のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を進めます。

(3) 保護者、地域住民の取組み

ア 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他人を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせます。

イ 地域住民には、地域全体で子どもたちを見守り、育てていく役割が期待

されます。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子どもたちの様々な体験活動や人と関わる活動の支援に努めます。

5 いじめの早期発見のための取組み

(1) 教育委員会の取組み

ア インターネット上における児童生徒に関する誹謗中傷等問題のある書き込みを確認し、早期対応に努めます。

イ 心のケア等に専門的な知識と経験を有するスクールカウンセラーを全小中学校に巡回させ、社会福祉等に関する専門的知識や技能を有するスクールソーシャルワーカー等を派遣し、いじめの早期発見を進めます。

(2) 学校の取組み

ア 校内研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解を持ち、多様化するいじめを積極的に認知することで、いじめの早期発見を進めます。

イ 教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見を進めます。

(3) 保護者、地域住民の取組み

ア 保護者は、日頃から親子の会話や触れ合い等のコミュニケーションに努め、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにします。

イ 保護者は、子どもがいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいたときは、子どもをいじめから守るための、あるいは子どもにいじめをさせないための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

ウ 地域住民は、子どもを地域社会の一員として認め、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように努めます。

6 いじめへの対処

(1) 教育委員会の取組み

ア 学校に対しては、いじめへの対応や問題解決に向けた指導及び助言を行うことにより、適切な措置が講じられるようにします。

イ 「いじめ・不登校相談室」等相談窓口を設置し、いじめに悩む児童生徒や保護者の相談に対応します。また、問題解決に向けて、相談者の意向を踏まえた対応を積極的に進めます。

ウ 個々の事案に適したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等をいじめが発生した学校へ派遣します。

エ 多面的なアプローチでいじめに対応するため、外部専門家同士の連携及

び資質能力の向上を推進します。

(2) 学校の取組み

ア いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応します。また、関係機関と情報を共有し、連携して対応します。

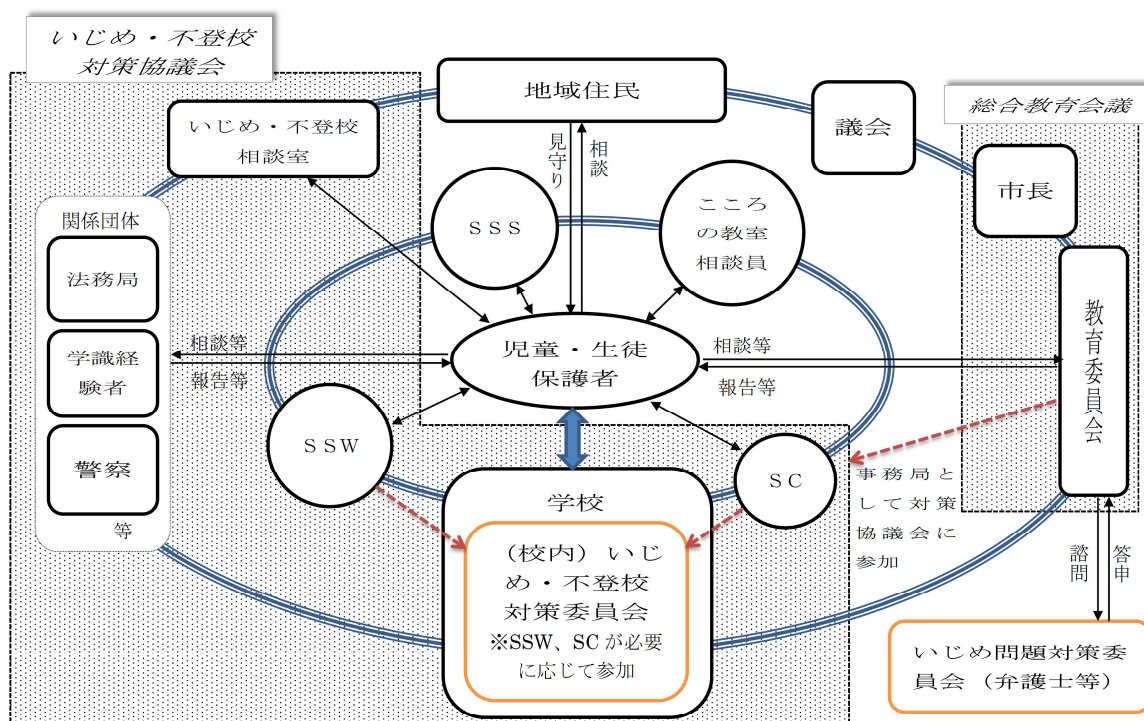
イ 被害児童生徒には、守り通すという姿勢でケアや支援を行うとともに、加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。また、問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導や支援を行います。

(3) 保護者、地域住民の取組み

ア 保護者は、教育委員会や学校が講ずるいじめ防止等の取組みに対して、必要な協力を行います。

イ 地域住民は、いじめに関する悩みを抱える保護者や子どもに寄り添い、支えるよう努めます。

いじめ防止等取組み体制概念図 外側の輪は春日井市全体の連携を、内側の輪は学校における連携を表す。



※ SSW : スクールソーシャルワーカー
 ※ SC : スクールカウンセラー
 ※ SSS : スクールセーフティサポーター

第4 子どもの行動

市、学校、保護者、地域住民等の大人は、子どもがいじめを行わない環境をつくることがその責務であることを強く認識します。子どもは、いじめは絶対に許されない行為であるという考えのもと、互いに認め合い、共に心豊かに成長するために、いじめをなくす努力をします。

- (1) 自分自身や友人を大切にし、互いに思いやり共に支え合いながら学校生活をはじめ様々な活動に進んで取り組みます。
- (2) 困っている子どもを見かけたり聞いたりしたとき、また、嫌なことをされたり言われたりしたときは、一人で悩まず、家族、友人、学校、地域住民又は関係機関等に相談します。
- (3) いじめに同調する、見て見ぬふりをする、いじめを知らながら放置することをせず、いじめを無くすために、周りの人に思いやりの心を持って接し、お互いを尊重し合うようにします。

第5 重大事態への対処

(1) 教育委員会等による調査及び調査を踏まえた措置

- ア 教育委員会は、重大事態が発生した場合、直ちに市長及び議会へ事態発生について報告します。
- イ 学校は、事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。また、いじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒に対して、状況に合わせた継続的なケアを行います。
- ウ 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けたときは、当該いじめの内容や保護者と学校との関係性等を考慮し、速やかに調査を行う主体を決定します。
- エ 教育委員会が調査を行う場合は、いじめ問題対策委員会により調査を行います。
- オ 学校が調査を行う場合は、校内に設置しているいじめ・不登校対策委員会が主体として調査や対応を行い、教育委員会は、支援チームを派遣する等の方法で、学校の調査並びに対応を指導及び助言します。
- カ 教育委員会又は学校が行う調査（以下「調査」という。）は、当該事態への対処や同種の事態の発生防止に資するため、客観的な事実関係を明確にします。
- キ 市長は、必要があると認めるときは総合教育会議を開催し、重大事態への対処に必要な措置について教育委員会と協議します。
- ク 学校及び教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な説明を適切に行います。
- ケ 教育委員会は、調査結果を市長へ報告します。
- コ 市長は、調査結果の報告を受け、必要があると認めるときは、総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と協議します。
- サ 教育委員会は、総合教育会議での協議を踏まえ、指導主事や外部専門家を当該学校に派遣する等の必要な措置を講じるとともに、結果を議会へ報告します。

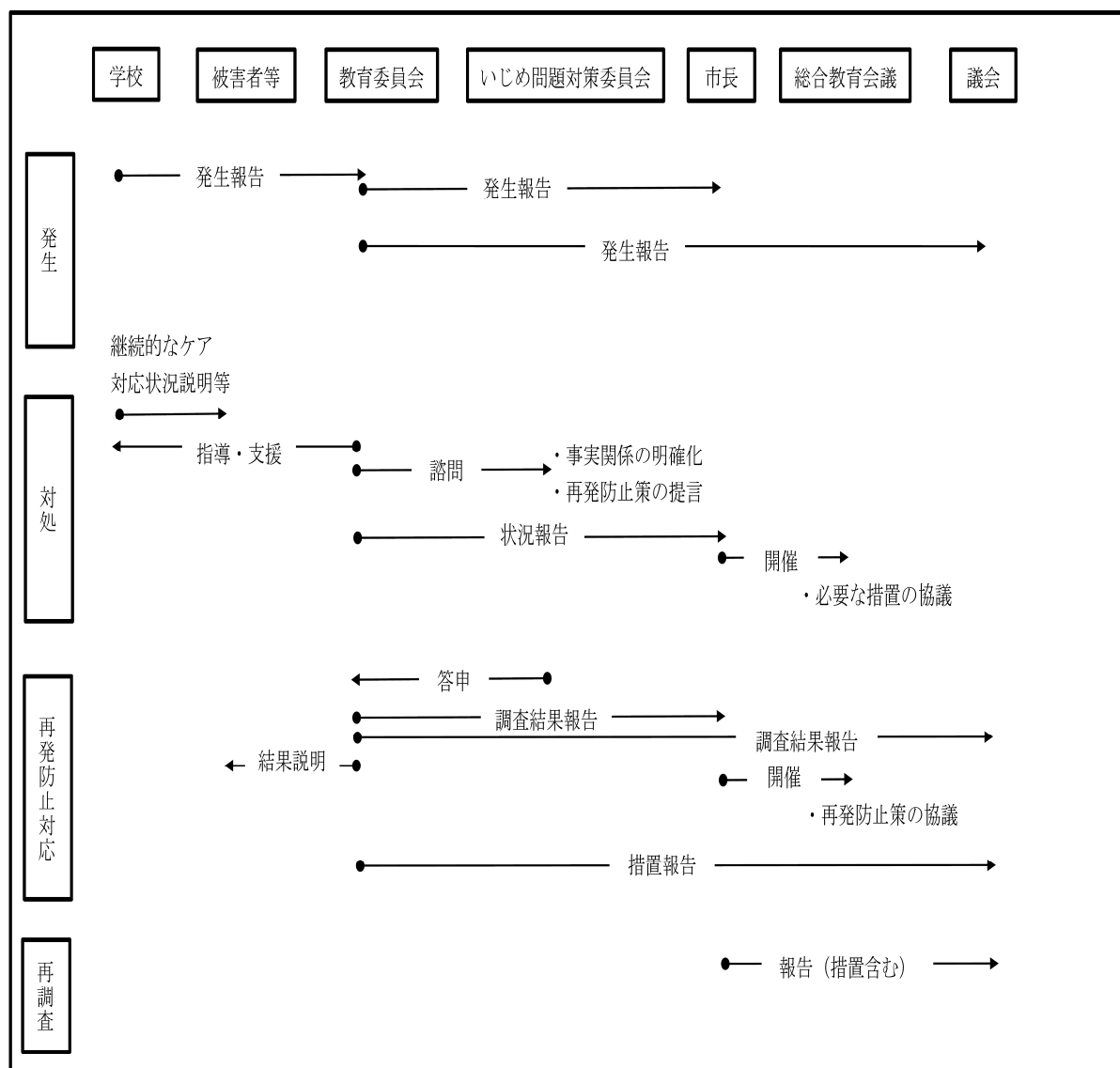
(2) 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- ア 市長は、調査結果の報告を受けた場合において、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認める場合は、再調査を行います。
- イ 市長は、再調査結果を議会へ報告します。
- ウ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態

への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じます。

エ 市長は、必要な措置を講じた結果を、議会へ報告します。

重大事態への対処



第6 取組み内容の点検及び見直し

教育委員会は、春日井市いじめ問題対策委員会において、本市のいじめ防止等に関する取組みが、基本方針に基づき、実効的に行われているかの点検及び評価を定期的に行い、必要に応じて取組み内容を見直します。また、点検及び評価の結果並びに見直した取組み内容を市長に報告します。

市長は、報告内容を検証し、必要があると認める場合は、総合教育会議により、いじめ防止等の取組みについて、協議及び調整を行います。

春日井市いじめ防止基本方針

平成 29 年(2017 年)2 月

春日井市教育委員会事務局 学校教育課
〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地
電話 : 0568-85-6442

<http://www.city.kasugai.lg.jp/>